

令和2年度「奨学給付金」について オンライン学習に係る通信費を追加給付します！

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、令和2年度における特例的な措置として、福島県高校生等「奨学給付金」に通信費相当額を加算して支給します。

制度の概要

◆ 対象となる世帯

奨学給付金の基準日現在、次の①～③のすべてに該当する世帯

① 令和2年度 福島県高校生等「奨学給付金」の対象世帯であること

※ 奨学給付金の対象世帯や基準日については、別途お示ししている奨学給付金「申請のご案内」を御確認ください。

② オンライン学習に係る通信費を家庭で負担している(予定も含む)こと

※ 「オンライン学習に係る通信費」については、家庭でのインターネット回線の通信費、タブレット端末、スマートフォン等の通信費等を想定しております。(学校での学習内容を踏まえ、生徒が自主的にICT機器を活用し、家庭学習を行う場合も給付対象となり得ます。)

※ 学校や地方公共団体等が通信費の全部を負担しており、対象世帯が家庭において通信費に係る負担を一切していない場合は、給付対象外となります。

※ 高校生等奨学給付金の申請時点において、家庭で通信費に係る負担が生じていない場合であっても、今年度中に負担が生じることが、誓約書の提出により確認できる場合は給付対象となります。

③ 生活保護法の規定による生業扶助を受給していないこと

※ 生活保護受給世帯については、通信費が生活保護費(生業扶助)の支給対象であるため、奨学給付金の加算対象とはなりません。



◆ 生徒一人当たりの給付加算額(年額)

追加給付区分	対 象	加算額
オンライン学習に係る通信費 相当の追加給付	令和2年度奨学給付金対象世帯(家計急変世帯含む) ※生活保護(生業扶助)受給世帯を除く	10,000円

※ 月額に換算する場合は、月額1,000円(6月～翌年3月の10月分)となります。

※ 家計急変世帯について、7月以降に家計が急変した場合、原則、申請のあった月の翌月以降の月数に応じて月割りとなります。

◆ 申請者 上記対象要件のすべてに該当する世帯の保護者等であり、令和2年度 福島県高校生等「奨学給付金」の申請者である者

◆ 給付方法 給付決定後、保護者等の口座に一括で振込

※ 令和2年度 福島県高校生等「奨学給付金」の振込先口座として申出があった口座に振り込みます。

申請手続等

◆ 申請方法・提出先

福島県高校生等「奨学給付金」の申請関係書類と併せて、様式第5号「オンライン学習の通信費に係る誓約書」を在学する学校へ提出してください。

(誓約書は高校教育課ホームページからダウンロードすることもできます。)

※ 対象生徒が2人以上いる場合、それぞれの生徒ごとに誓約書の提出が必要です。

※ 「新入生に対する前倒し給付」に該当の方は、前倒し給付用と残り(7月～3月分)の奨学給付金用とで、合計2枚の誓約書が必要となりますので御注意ください。

【お願い】

福島県高校生等「奨学給付金」の申請関係書類を既に提出済みの方につきましても、追加で当該「誓約書」を提出してください。

注意

◆ 提出期限

令和2年 9月18日(金) ※学校の指定する日



【お問合せ先】
湯本高等学校
(電話:0246-42-2178)

又は福島県教育庁高校教育課 奨学給付金担当

〒960-8688 福島市杉妻町2-16 電話024-521-7775

メールアドレス k.koukouyouiku@pref.fukushima.lg.jp

福島県奨学給付金

検索